

# 疑問相談

## 所得税

### ブラジル国債への投資に関する平成 25 年度税制改正の影響

### Q

私は、ワールドカップとオリンピック開催に湧くブラジル国債（「本件国債」）の購入を検討しています。平成 25 年度税制改正において国外公社債等の利子を受領した場合及び譲渡した場合の課税関係が見直されたようですが、今後の投資にあたり留意点等がありますか。

検討中の国債の概要は次のとおりであり、日本—ブラジル租税条約第 22 条に規定するタックススペアリングクレジット（みなし外国税額控除 20 %相当額）の適用があります。

- ・ 利 子：10 %
- ・ ブラジル源泉税：0 %
- ・ 発行日：2014 年 4 月 1 日
- ・ 満期日：2017 年 3 月 31 日
- ・ 利払日：年 2 回 / 2014 年 9 月 30 日以降毎年 9 月 30 日及び 3 月 31 日

なお、本件国債は、日本国内の証券会社を通じて購入し、一般口座で運用する予定です。また、私は所得税法上の居住者に該当し、日本国籍を有しています。

### A

#### 1. 国外特定公社債等の利子の取扱い

国外公社債等が国外特定公社債等と国外一般公社債等に区分され、国外特定公社債等については、利子を受領する時期によりその取扱いが異なる点に留意が必要です。

2015 年 12 月 31 日までに支払われる利子については、源泉徴収により課税関係が完結し、外国所得税に係る二重課税は、差額徴収方式により、利子の受領時に調整されるため、確定申告等の手続は必要ありません。

その結果、ブラジル、日本ともに源泉税は課税されず、手取利子は 10 % になります。

一方、2016 年 1 月 1 日以後に支払われる利子については、原則として、源泉徴収のみでは課税関係が完結しない申告分離課税の対象となり、また、二重課税の調整は、確定申告を通じて外国税額控除の適用を受けることにより行われる点に留意が必要です。

その結果、理論上は、日本の源泉税 20.315 % とみなし税率 20 % との差額 0.315 % は控除されず、手取利子は 9.9685 % と改正前に比べ 0.0315 % 減少

する見込みです。

なお、申告分離課税に変更されることにより、他の上場株式等の譲渡損失との損益通算が可能となる点にもご留意ください。

## 2. 国外公社債等の譲渡の取扱い

譲渡する時期により、その取扱いが異なることとなります。

2015年12月31日までに譲渡した場合には、譲渡益は非課税と、また、譲渡損はなかったものと取り扱われるため、確定申告など特段の手続は必要ありません。

一方、2016年1月1日以後に譲渡した場合には、譲渡損益が認識され、今後は、確定申告が必要となる点に留意が必要です。

なお、原則として、申告分離課税の対象となることから、利子の場合と同様、他の上場株式等の譲渡損益との通算が可能となる点にもご留意ください。

## 【解 説】

### 1. 国外公社債等の利子の取扱い

#### (1) 2015年12月31日までに支払われる利子

居住者が、国外において発行された公社債等の利子（国外において支払われるものに限ります。以下、「国外公社債等の利子等」といいます。）につき、国内における支払の取扱者を通じて受領する場合には、その国外公社債等の利子等は、20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%並びに住民税5%）の税率の源泉徴収のみで課税関係が完結する源泉分離課税の対象とされています（旧措法

3の3①③、旧復興財源措法28①②、旧地税法71の5、71の6、71の9）。

この場合において、当該国外公社債等の利子等に対して、その支払の際に外国所得税額が課されたときは、その外国所得税額は、いわゆる差額徴収方式により調整を行うこととされています（旧措法3の3④、旧地税法71の8）。

よって、2015年12月31日までに支払われる利子については、源泉徴収により課税関係が完結し、かつ、外国所得税に係る二重課税についても利子の受領時に調整されるため、確定申告など特段の手続は必要ありません。

#### (2) 2016年1月1日以後に支払われる利子

国外公社債等の利子等が、国外一般公社債等の利子等（詳細省略）とそれ以外のもの（以下、「国外特定公社債等の利子等」といいます。）に区分され、後者についてはその課税方法が変更されます（措法3の3①、8の4①）。

本件国債は2015年12月31日以前に発行される公社債であるため、特定公社債に該当します（措法3①一、37の11②十四）。

国外一般公社債等の利子等については、基本的に、従来と同様の取扱いとなります。国外特定公社債等の利子等の取扱いについては、次のとおりとなります。

居住者が、2016年1月1日以後に支払を受ける国外特定公社債等の利子等について、国内における支払の取扱者を通じて受領する場合には、その国外特定公社債等の利子等に対して20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%並びに住民税5%）の源泉税が課されますが、平成25年度税制改正により、当該利子は源泉分離課税の対象から除外され、

原則として、申告分離課税の対象とされました(措法 3 の 3 ③、8 の 4 ①、復興財源措法 28 ①②、地法 71 の 27、71 の 28、71 の 30、地法附則 33 の 2 ①⑤)。

また、これに伴い、外国所得税額に係る二重課税は利子の受領時には調整されず、確定申告を通じて外国税額控除の適用を受ける方式へと変更されます(所法 95、措法 3 の 3 ④二、地法 37 の 3、71 の 29、314 の 8)。

よって、税制改正前の取扱いに比べて、利子受領時の手取額が減少することになりますが、確定申告を行うことにより外国で課された所得税額相当額の所得税額等の額の減少又は還付が見込まれます。

ただし、復興特別所得税の課税標準が、外国所得税(みなしを含みます)控除後の所得税額から控除前の所得税額に変更となることに伴い、理論上、日本の源泉税 20.315% とみなし税率 20% との差額 0.315% は控除されず、手取利子は 9.9685% と改正前に比べ 0.0315% 減少する見込みです。詳細については、次ページの設例をご覧ください。

なお、他の申告要件や状況等によっては当該外国所得税額の全額が控除対象とならないこともある点にご留意ください。

一方、課税方法が源泉分離課税から申告分離課税へ変更されることに伴い、上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算並びに繰越控除の特例の対象範囲に特定公社債等の譲渡損失及び利子等が含まれ、他の上場株式等の譲渡損失との損益通算等が可能となりますので、状況によっては全体の投資効率が上がる可能性も考えられます。

## 2. 国外公社債等の譲渡の取扱い

### (1) 2015 年 12 月 31 日までに譲渡した場合

公社債の譲渡による所得については非課税

とされており、損失が生じた場合にはないものとみなすこととされています(旧措法 37 の 15)。

### (2) 2016 年 1 月 1 日以後に譲渡した場合

まず、株式等に係る譲渡所得等の計算における株式等の範囲に公社債が含まれることとなり、公社債等の譲渡損益は、従来の非課税措置から課税対象へと変更となります。

また、譲渡に係る株式等が、上場株式等と一般株式等に区分され、それぞれ別々の分離課税制度とされました。

本件国債は 2015 年 12 月 31 日以前に発行される公社債であるため、租税特別措置法に規定する上場株式等に該当することになります(措法 37 の 11 ②十四)。上場株式等を譲渡した場合の取扱いについては、次のとおりとなります。

居住者が 2016 年 1 月 1 日以後に上場株式等の譲渡をした場合には、原則として、20.315% (所得税及び復興特別所得税 15.315% 並びに住民税 5%) の税率による申告分離課税の対象とされました(措法 37 の 11 ①、地法附則 35 の 2 の 2 ①⑤)。

よって、2016 年 1 月 1 日以降に本件国債を譲渡した場合には、その譲渡益は非課税とはならず、その売却の時期により課税関係が大きく異なる点にご留意ください。

一方、上述のとおり、上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算並びに繰越控除の特例の対象範囲に特定公社債等の譲渡損失及び利子等が含まれ、他の上場株式等の譲渡益や利子・配当等との損益通算等が可能となりますので、状況によっては全体の投資効率が向上する可能性も考えられます。

## 【設例】

利子	100,000
外国所得税	0
みなし外国税額控除(20%)	20,000

	改正前	改正後	差額
外国所得税	0	0	0
所得税	0	0	0
復興特別所得税	0	0	0
住民税	0	315	-315
合計	0	315	-315

↑

源泉徴収時と確定申告時で、復興特別所得税の課税標準とする所得税額が異なることが原因

## ■税制改正前

## 【源泉税】

① 利子		100,000	
② 外国所得税(「外税」)		0	
③ みなし外税	①×20%-②	20,000	
④ 外税合計	②+③	20,000	
⑤ 外税控除前の所得税	①×15%	15,000	(旧措法3の3①③)
⑥ 源泉徴収所得税	⑤-④	0	(旧措法3の3④、措通3の3-9)
⑦ 源泉徴収復興税	⑥×2.1%	0	(旧復興財源法28①②)
⑧ 外税控除前の住民税	①×5%	5,000	(旧地法71の5、71の6、71の9)
⑨ 源泉徴収住民税	⑧-(④-⑤)	0	(旧地法71の8)
⑩ 手取額	①-(⑥+⑦+⑨)	100,000	

## ■税制改正後

## 【源泉税】

① 利子		100,000	
② 外国所得税(「外税」)		0	
③ みなし外税	①×20%-②	20,000	
④ 外税合計	②+③	20,000	
⑤ 源泉徴収所得税	(①-②)×15%	15,000	(措法3の3③④二)
⑥ 源泉徴収復興税	⑤×2.1%	315	(復興財源法28①②)
⑦ 源泉徴収住民税	(①-②)×5%	5,000	(地法71の27、71の28、71の29、71の30)
⑧ 手取額	①-(⑤+⑥+⑦)	79,685	

【所得税申告】

① 課税標準		100,000	
② 税額	①×15%	15,000	(措法 8 の 4 ①)
③ 外国税額控除		-15,000	(所法 95、措法 8 の 4 ③四)
④ 差引税額	②-③	0	
⑤ 源泉徴収所得税		-15,000	
⑥ 還付金額		15,000	

【復興税申告】

① 課税標準		15,000	
② 税額	①×2.1%	315	(復興財源法 10、12、13)
③ 外国税額控除		-315	(復興財源法 14)
④ 差引税額	②-③	0	
⑤ 源泉徴収復興税		-315	
⑥ 還付金額		315	(復興財源法 19)

【住民税申告】

① 課税標準		100,000	
② 税額	①×5%	5,000	(地法附則 33 の 2 ①⑤)
③ 外国税額控除		-4,685	(地法 37 の 3、314 の 8)
④ 差引税額	②-③	315	
⑤ 源泉徴収住民税		-5,000	
⑥ 還付金額		4,685	
手取額		99,685	

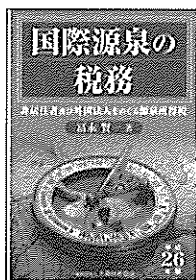
《税理士法人トーマツ ビジネス タックス サービス

パートナー 岩本 和紀 マネジャー 鈴木 健一》

大蔵財務協会

刊行書籍のご案内

本誌ご購入者は  
定価の 2 割引・送料当会負担



平成26年版 国際源泉の税務

— 非居住者及び外国法人を  
めぐる源泉所得税 —

富永 賢一 著 A 5 判・764 頁・定価 (本体価格 3,619 円+税)

本書は、非居住者及び外国法人の所得について、源泉徴収義務を正しく履行できるように、所得税法第 161 条各号の分類に基づいた所得種類別による解説と、豊富な質疑事例により、実務に即したわかりやすい一冊。

お申し込みは 大蔵財務協会 電話 03 (3265) 4141 FAX 03 (3264) 0524